

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4589
25年10月21日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

「不適切な乗務制限措置」が禁止になりました

おはようございます。

日本郵便は17日、配達中に交通事故を起こした配達員に対し、自転車や徒歩で配達させる不適切な事案があったと明らかにしました。「懲罰的及びハラスメント的とも受け取られかねない行為」として、14日付で各郵便局に本行為を禁止する通知を出しています。

今回問題視されたのは、物損事故を起こした男性が、研修期間、電動アシスト付き自転車で配達業務に当たった、と言うもので日本郵便は「懲罰的な目的はなかった」と説明したそうですが、こうしたことは長中局でも行われています。

交通事故を起こすと事故例研究会が開催されます。またバイクによる事故では、多くの場合トレーニングセンターで研

修・講習を受けなければ、事故後バイクに乗ることが出来なくなっています。長中局が受け持つ配達エリアは山、坂が多く、自転車での配達区はありません。そのため交通事故を起こしバイクに乗れない期間には徒歩での配達が行われています。

でも他の班員に極力迷惑がかからないようにしなければならぬ」という気持ちにさせられると言っています。



ちなみにこの時、部長や課長から自転車及び徒歩配達しなさいとの指示はありません。しかしバイクに乗れない本人の代わりとなる人員配置や勤務シフトの変更などの指示もない場合が多いです。そのため「徒歩配達して

懲罰的な行為は自転車や徒歩での配達だけではありません。自ら徒歩配達をしなれば、と思わせることも懲罰だと考えます。支部では懲罰的だと思われる事案を調査しお寄せください。

「事故発生者への不適切な乗務制限措置の禁止」の概要

車両乗務中に交通事故を起こした社員に対して、自転車または徒歩での配達業務を命じる対応は、業務上の合理性が認められず、懲罰的及びハラスメント的とも受け取られかねない行為であるため、本対応を全社的に禁止。

- **交通事故を起こした社員への不適切な乗務制限措置の禁止**
車両乗務中に交通事故を起こした社員に対して、自転車または徒歩により配達業務を命じることは絶対に行わない。ただし、本人の希望又は法的処分にに基づき、自転車又は徒歩による配達業務を認めることがある(例外対応)。
- **運用上の留意点**
事故の再発防止に向けた教育、指導、環境整備等改善につながる支援を通じて、安全意識の向上を図るとともに事故防止に努めてほしい。

定例窓口での回答
8月期定例窓口で組合から申し入れた「集中豪雨等における出勤の可否について」での回答があったので報告します。

組 警戒レベル4発令時には、出勤しない(出来ない)のだから連絡は必要ないと考える。
局 連絡は必要(社員の安全把握などの為)。

組 避難場所や被災状況を連絡するということが、個人の状況を管理者などが一覧表に記録し、社員の安全把握に努めるということが良いのか。
局 そのように考えている。

組 仮に連絡しなければならぬとして、誰に連絡するのか。早朝に警戒レベル4発令となると、社員が連絡しようとしても部長や課長も出勤できないと考えると考えるが。
局 警戒レベル4発令のタイミング次第で、局は無人である事も有るが基本として①局②自部管理者③他部管理者、の順に連絡することとなる。

組 管理者の電話番号を知らない社員も多い。電話番号は周知するのか。

局 近々、管理者の電話番号を周知する。各部に掲出予定。
組 局に連絡が付かない場合は管理者に連絡することになる。早出の社員は早朝5時頃から連絡することになるが、管理者が嫌がることはないのか。

局 管理者も早朝から電話があることは理解している。
組 日勤者の出勤時間前などは社員からの連絡が多く、電話がつかないことも予想される。その際にはショートメールでの連絡でも良いのか。
局 連絡がつかない場合はショートメールでも構わない。

お詫びと訂正
機関紙NO. 4586号に掲載した「南山田局社員の大半中央局への兼務発令」については行われていないと指摘がありました。大分中央局への兼務発令は確認できなかったため当該部分を削除させていただきます。
今後は内容については十分調査し掲載を行います。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。 めいわく、均等待遇、なにより差別なく、ユニオンは労基法裁判に勝利した。